

令和3年度 第3回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和3年11月17日（水）午前10時から午前10時40分まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「楨1」

2. 出席した委員の氏名

上野武委員、宇於崎勝也委員、石井慎一委員、芦谷典子委員、子安正宏委員、前島彩子委員

3. 議事の案件名及び結果

(1) 同意案件

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可1件、建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可1件が同意された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	一戸建ての住宅	同意
2	建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について	四街道市	バス停留所の上屋	同意

(2) 報告案件

建築基準法第43条に係る包括同意許可3件が報告された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鴨川市	農業用施設
2	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	富津市	一戸建ての住宅
3	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	茂原市	寄宿舍

4. 議事の経過（公開審議）

(1) 同意案件

○案件第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について（鎌ヶ谷市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・ 今回の申請空地は、市の私道舗装整備事業による私道で幅員が4 m未満とのことだが、資料では幅員が4 m以上となっているが、どういうことか。
- 事務局・・・ 資料の図面の範囲外になるが、申請空地の北端で幅員が4 m未満となっているところがある。
- 委員・・・ 申請空地の途中に狭い転回広場があるが、今回の協定にはこの転回広場に隣接する敷地のセットバックが含まれているのか。
- 事務局・・・ 転回広場のセットバックは含まれていない。なお、当該空地を位置指定道路とする場合には、当該転回広場は位置指定道路として転回広場の基準を現状は満たさないため、隣接する敷地のセットバック等が必要となる。
- 委員・・・ 他になければ同意とする。

○案件第2号

建築基準法第44条第1項第2号の規定の同意について（四街道市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・ 建替えにより建築面積はどのように変わるのか。
- 事務局・・・ 建築面積は変わらない。
- 委員・・・ 駅前の景観づくりへの配慮として、タクシー乗り場などの既存の上屋とデザインを統一することなどが考えられるが、今回はそのような話はなかったか。
- 事務局・・・ そのような話は出ていない。
- 委員・・・ 工事にはどれくらい時間がかかるのか。また工事中に通行の妨げにならないような配慮はなされるのか。
- 事務局・・・ 市によれば、工期は2週間程で、工事中は仮のバス停を設置するとともに、工事範囲に仮囲いを行い、車両や歩行者の通行に支障がないようにするとのことである。
- 委員・・・ 他になければ同意とする。

（2）報告案件

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答があった。

- 委員・・・ 1号案件について、申請空地が申請敷地の東側に接した後、さらに南側、西側を囲むように接しているが、どういうことか。
- 事務局・・・ 申請敷地と申請空地には高低差があり、高低差がなく出入りができるよう、敷地の西側部分まで申請空地としている。

- 委員・・・敷地の形状が歪だが、何か理由があるのか。
- 事務局・・・周辺の土地所有の関係で、申請の形状となったとのことである。
- 委員・・・2号案件について、申請敷地と申請空地で囲まれた敷地が存在するが、その敷地は今回の申請敷地と同じ所有者か。
- 事務局・・・今回の所有者とは異なる。

以上